

# 通津中学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

岩国市立通津中学校

## 目 次

### はじめに

#### 第 1 いじめの基本的な考え方

- 1 いじめとは
  - (1) いじめの定義
  - (2) いじめの構造、特徴
  - (3) 重大事態
- 2 いじめの対応に関する基本的考え方
  - (1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
  - (2) 対応の視点
  - (3) 学校における基本姿勢
- 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割
  - (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
  - (2) 「いじめ対策組織」の設置
  - (3) 豊かな心を育む教育の推進
  - (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化
  - (5) 学校評価の留意点

#### 第 2 いじめの防止等のための具体的な取組

- 1 未然防止（いじめの予防）
  - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
  - (2) すべての学校教育活動を通じた取組
  - (3) 「いじめ対策組織」の取組
  - (4) 家庭・地域との連携
- 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
  - (1) 早期発見のために学校がとるべき体制
  - (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
  - (3) 家庭・地域との連携
- 3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）
  - (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
  - (2) 対応する上での留意点
  - (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応
  - (4) 教育相談のあり方
  - (5) 保護者との連携
  - (6) 地域・関係機関との連携
- 4 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の判断について
  - (2) 重大事態への対応について
  - (3) 調査委員会の設置
  - (4) 自殺の背景調査
  - (5) 再調査について
  - (6) 留意すべき事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。岩国市においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づき策定された、「いじめ防止のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）、並びに「山口県いじめ防止等のための基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を受けて、岩国市は、児童生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、平成27年に「岩国市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）としてまとめた。

本方針は平成29年に国及び県の基本方針が改定されたことを参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、県と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

## 第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

### 1 いじめとは

#### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ・ 外見にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査を行い判断する必要がある。

#### （2）いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
- ・ いじめる生徒といじめられる生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
- ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

- いじめは「四層構造」となっている。
  - ・ いじめを受けている生徒から見れば、「周りではやしたてる生徒（観衆）」も「見て見ぬふりをする生徒（傍観者）」も「いじめている人」に見える。
  - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

### （３）重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。
 

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

## ２ いじめの対応に関する基本的な考え方

### （１）市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一掃することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

### （２）対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の４点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
  - ・ 未然防止【いじめの予防】
  - ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
  - ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
  - ・ 重大事態への対応
    - 【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

### （３）学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。

- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

### 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

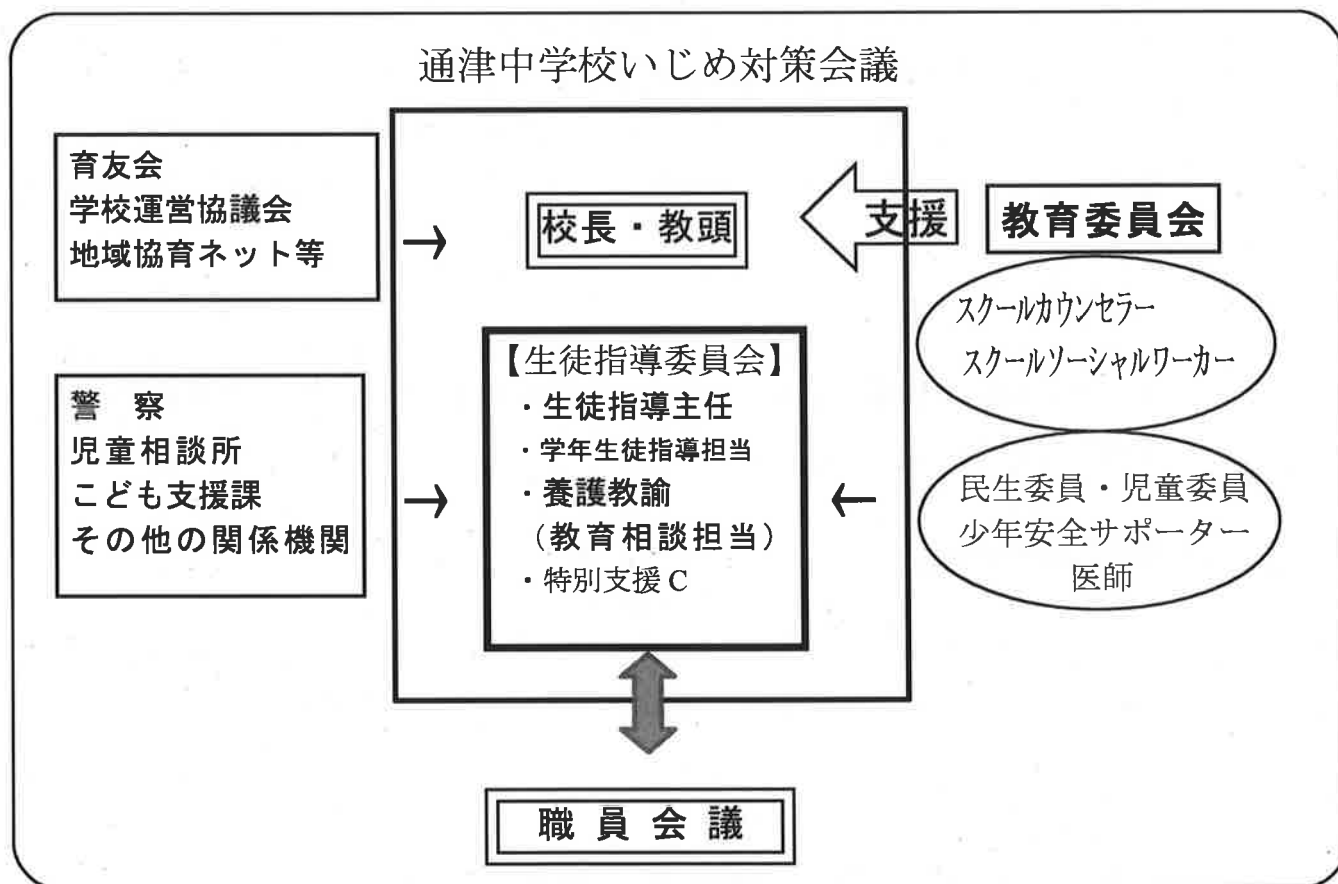
#### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- 本校においては、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）を策定することとし、学校ホームページや学校だより等を活用して広く周知をはかる。

#### (2) 「いじめ対策組織」の設置

- 本校においては、法が定める「いじめ対策組織(対策委員会)」を置くこととし、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証を行い、より実効性のある取組となるように改善を図る。

### 校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策委員会）の位置づけ



### (3) 豊かな心を育む教育の推進

- 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組

生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して生徒が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育を充実させることが重要である。

- 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組が重要である。

- いじめ防止根絶・強調月間の取組

毎年10月は「いじめ防止根絶・強調月間」になっており、本校においてもいじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

### (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備時間を確保（教育相談の時間の確保など）

- 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進

SCやSSW等の心理や福祉の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

- 校種間連携の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努めることとする。

### (5) 学校評価の留意点

- 学校評価でのいじめの問題の取り扱い

日常の児童生徒理解、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されるよう、目標に対する具体的な取組状況や達成状況がわかるようにする。

- 学校評価の評価項目での位置づけ

基本方針に基づく取組の実施状況の項目を作成し、評価を行う。

## 第2 いじめの防止等のための具体的な取組

### 1 未然防止【いじめの予防】

#### (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するためには、常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導（発達支持的生徒指導・課題未然防止教育）の推進が大切である。

##### ア 教職員の資質能力の向上

- ・ 授業力や生徒指導に関わる資質・能力の向上を目指し、積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身の人権意識を高め、自らの言動に細心の注意を払い、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

##### イ 生徒指導委員会のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する具体的な取組等を多角的・多面的な視点で分析し、検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催することが重要である。
- ・ 生徒指導部での報告会及び定例の生徒指導委員会を毎週1回実施する。

##### ウ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視することが大切である。
- ・ 生徒指導部での報告会及び定例の生徒指導委員会を毎週1回実施し、生徒情報の共有を確実に行う。

##### エ 生徒の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、部活動等には、生徒の行動をよく観察し、適切なタイミングでの指導や助言を行う。
- ・ 生徒と共に過ごす時間を増やし、生徒の変化にいち早く気づけるようにする。チャンス指導、チャンス相談を積極的に行い、生徒の悩みや問題に対して早期に対応をしていく。

##### オ 生徒の心の理解

- ・ 中学生生活、教育相談アンケート、Fit等を通して、生徒たちの心理状態を把握し、生徒一人ひとりに寄り添った具体的対応をとる。

##### カ 家庭・地域社会との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。

#### (2) すべての学校教育活動を通した取組

- 「下駄箱に靴を入れる際には、かかとをそろえて入れる」、「職員室等がある1階廊下は静かに過ごす」など、あたり前のことをあたり前に行うことの大切さを浸透させ、活動を徹底する。
- 生徒の自治的な生徒会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成する。
- 様々な体験活動を通して、生徒が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

○ 生徒が自ら課題に気づき、改善できる「自己指導能力」の育成を図る。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・教師が授業に対して真摯に取り組み、生徒が「分かる」「できる」授業を実践する。
- ・生徒と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
- ・教員は授業の中で児童生徒の考えや意見を引き出し、それを大切にしてい
- く授業づくりを行うことが重要である。
- ・認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを大切にする。

イ 道徳

- ・道徳科の授業で学んだ内容や価値観を授業以外の教育活動で生かしていく。  
(短学活や道徳ノート・学級活動等で取り上げ、価値観の再考や説話など授業以外での充実を図る)
- ・道徳の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶことが大切になる。
- ・道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
- ・いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場である。
- ・いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていく。

ウ 特別活動等

- ・学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動及び部活動において、一層主体的に取り組めるような場を設定する。
- ・個人や集団の課題に目を向け、課題の解決に必要な手立てや取り組みを支援する。
- ・他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成していく。
- ・中学生にとって部活動は、幅広い人間関係を育む場でもあり、その教育的な価値が生かされる運営を行っていく。

教育課程

| 教科                                  | 特別の教科 道徳                                 | 総合的な学習の時間                                 | 特別活動                                  |
|-------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------|
| ・「自ら考える」姿勢を身に付けさせる<br>・「共に考える」集団を作る | ・道徳的諸価値についての理解を深め、物事を多面的・多角的に考える力を身につける。 | ・自分が設定した課題を最後まで追求させる(結果を出させることで、自信を付けさせる) | ・集団における自分の役割を果たさせる<br>・「集団を作る」経験を行わせる |

教育課程外

| 登下校                                     | 休み時間等                           | 部活動等                                | 家庭生活                                                      |
|-----------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ・見守りボランティアや家庭とも課題を共有する<br>・課題を生徒と共に共有する | ・学校生活上での課題について生徒・教職員・地域・家庭で共有する | ・外部指導者や家庭と課題を共有する<br>・教職員集団で課題を共有する | ・保護者とその保護する生徒の課題を共有する<br>・学校が考えている家庭で伸ばしたい力に関する内容を家庭と共有する |

### (3) 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る姿勢が重要である。
- 学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校としての立場で誠意ある対応を行う。
- ア 保護者との連携
  - ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組むことが必要である。
- イ 地域社会との連携
  - ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供することが大切である。
  - ・ 保護者はもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして各地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むようにする。
  - ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

## 2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

### (1) 早期発見のために学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行うことが大切である。
- ・ 学級担任だけでなく、教科担当教員、副担任等との連携を密にする。
- ・ 生徒指導主任、学年主任、保健主任はもとより養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、スクールカウンセラー（以下、SCという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 学校評価、授業評価、1週間に1度実施する生活アンケート等により、生徒、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 生徒の情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
- ・ 教育相談担当を生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、SC等の専門家と緊密な連携を図る。
- ・ 校内いじめ対応組織の構成員については、既存の生徒指導委員会・教育相談委員会を活用する。

### (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 何よりも大切なことは、生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが肝要である。
- 生徒との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

- ・ 1日の時程表を見直すなどして、生徒とのふれあいの時間を確保する。
- ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケート等により、内面の変化をとらえる。
- ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 平素から、生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ 短い間隔での生活アンケートや「Fit」等客観テスト等を活用した個別の教育相談を実施する。
- ・ 教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

### (3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
- ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・ 地域にある商店やコンビニエンス・ストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター等、児童生徒がよく立ち寄る場所については、岩国市街頭補導活動をはじめ、岩国市青少年育成市民会議ならびに各地区青少年健全育成協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
- ・ 地域行事や各種の催事などに生徒の積極的な参加を促す。

## 3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

### (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応をする。
- いじめ対策組織にSCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していくことが重要となる。
- ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
- ・ 「いじめ対策会議」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
- ・ いじめられている生徒への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
- ・ いじめている生徒への対応…複数の教職員（生徒指導主任・学年生徒指導担当を中心に役割分担を決める）で担当する。聞き取りを丁寧に行い内容のすりあわせを随時行い、事実誤認がないよう気をつける。
- ・ 周囲の生徒（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
- ・ いじめられている生徒の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
- ・ いじめている生徒の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応

する。

- ・育友会等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
- ・教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

## （２）対応する上での留意点

- いじめられている生徒への対応
  - ・「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
  - ・本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている生徒への指導
  - ・当事者だけでなく周りの生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
  - ・自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省をする。「説得より納得」が重要である。
  - ・叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの生徒（観衆・傍観者）への指導
  - ・周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
  - ・もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮をする。
- いじめのアフターケア
  - ・一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。
  - ・関係生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応が不可欠である。

## （３）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、対応は通常のいじめと同様に行う。
- いじめられている生徒等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認することが重要である。（実際のメールや書き込みの画面を保存、プリントアウト等して確認する。）
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。

## （４）教育相談の在り方

- いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援が必要である。

- いじめている生徒がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
- ・ いじめられている生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
- ・ いじめている生徒に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導が必要である。

#### （５）保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。
- ・ 特に、いじめている生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷを活用した支援を検討する。
- ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

#### （６）地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
  - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
  - ・ いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
  - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う必要がある。
  - ・ 平素から少年安全サポーターや所轄警察署、医療機関、地方法務局の人権擁護機関と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

### ４ 重大事態への対応

【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

#### （１）重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- |                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒が自殺を企図した場合</li> <li>・ 身体に重大な障害を負った場合</li> <li>・ 金品等に重大な被害を被った場合</li> <li>・ 精神性の疾患を発症した場合</li> </ul> <p>などのケースが想定される。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## （２）重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。
- いじめられている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば生徒への弾力的対応を検討することが必要である。
- いじめられている生徒を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが肝要である。
- 適切に関係機関との連携を図る必要がある。

## （３）調査委員会の設置

- 学校の設置者又はその設置する学校が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、学校の設置者は学校に対し適切な支援を行い、場合によっては学校の設置者において調査を実施する。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

#### (4) 自殺の背景調査について

- 生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、学校の設置者又はその設置する学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

#### (5) 再調査について

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、必要があると認めるときには、調査の結果について調査(以下再調査)することができる。調査にあたる委員は、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者でない者(第三者)を選考し、再調査を行う機関は首長部局に設置することとする。

また、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態の発生の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (6) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていこうとすることが重要である。
- 生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていかなければならない。